

# 中山間地域等直接支払制度実施状況公表 農産振興課農務係

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国および地方自治体による支援を行う制度として平成12年度から実施しており、令和2年度から第5期対策（令和2年度～6年度）が開始されました。

町では、この制度を利用し49人の農業者と17法人が集落協定に基づいた共同取組活動を行っています。制度の実施状況については、北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領第12の規定により公表が定められていることから、制度の趣旨および令和3年度の集落活動内容などについてお知らせします。

## ●制度の基本的な考え方

農業・農村は、単に食料を供給するだけでなく、農業生産活動を通じ国土の保全・水資源のかん養、良好な景観の形成などの多くの多面的機能を有していますが、中山間地域等は傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な地域であるため、農業生産の維持を通じ多面的機能を確保する観点から、国民の理解のもとに、平地地域との生産条件の格差を解消するために設けられた制度です。

## ●対象農用地

- ①急傾斜地 ②緩傾斜地 ③小区画・不整形な田 ④高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
  - ⑤積算気温が低く、草地比率の高い草地
- 雄武町は「⑤積算気温が低く、草地比率の高い草地」に該当します。



## ●対象者

集落などを単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者など。

## ●対象行為

耕作放棄地の防止活動などを行う「農業生産活動」や、国土保全・環境美化などに努める「多面的機能を増進する活動」を必須項目とし、このほか生産性・収益の向上や担い手の育成に資する活動などが対象となり、これらは集落協定を締結し、共同での活動として取り組まれます。

## ●交付金

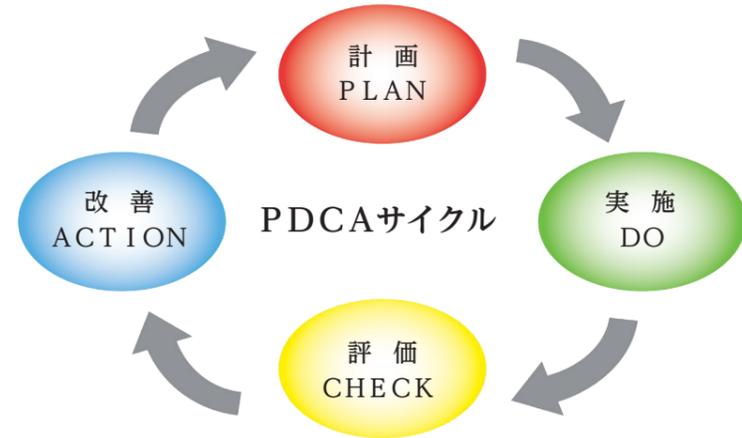
令和3年度の雄武町が該当する基準においては、集落の取組状況に応じて10アール当たり1,500円が交付され、一農業者当たりの交付金額は500万円が上限となっています。

令和3年度の本町における交付金総額はおよそ9,610万円であり、内訳および共同取組活動の内容については次の表のとおりです。

組織名	協定参加者数	対象農用地面積	交付金額(千円)		
			共同取組	個人配分	
雄武町集落協定	49人 17法人	6,406ha	96,098	17,725	78,373
主な共同取組活動の内容	<p>【農用地に関する活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○耕作放棄防止等の活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借権設定・農地の法面管理・草地改良資材の購入・オルソ画像の更新</li> </ul> </li> </ul> <p>【水路、農道等の管理活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農道の管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈り</li> </ul> </li> </ul> <p>【多面的機能を増進する活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農場周辺の環境整備</li> </ul> <p>【農用地等保全体制整備に関する活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農道等の補修・改良の点検</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認定農業者の育成</li> </ul>				



※平成27年度に始まった第4期対策からは、これまでの8集落を1集落に再編し、多面的機能の維持・増進を一層図るとともに、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取り組みを推進しています。



## 評価の目的

限られた行財政資源の有効活用を図る観点から事業の見直し・変更や拡充、休・廃止などを行い、評価を通じて事業を再構築し、町民ニーズに対する適切な対応や持続可能な行財政基盤を確立します。

## 評価方法と件数

令和3年度に政策予算事業として実施した296件の事務事業について、次の方法により評価しました。

- 一次評価 | 自己評価(296件)  
担当課が自ら行う評価。
- 二次評価 | 評価会議(57件)  
自己評価のうち、内容の聞き取りが必要と認める事務事業について、副町長などで構成する評価会議が行う評価。

# 令和4年度(令和3年度実施) 雄武町行政評価 事務事業評価の結果を公表

雄武町では行財政運営に「計画II PLAN」「実施II DO」「評価II CHECK」「改善II ACTION」のPDCAサイクルを取り入れ、総合計画の効果的な推進に努めています。この度、令和3年度に実施した事業について行政評価を実施しましたので、評価の概要をお知らせします。

三次評価 | 町長評価(0件)  
評価会議で評価した事務事業のうち、特に必要と認める事務事業について町長が行う評価。

## 評価のポイント

行政評価では、事業の「必要性」「有効性」「効率性」「公平性」の4つの点を重視し、総合的にA～Dの4段階で評価を区分します。また、事業を今後どのように展開していくのか「現状維持」「見直し・変更」「拡充」「休・廃止」などの方向付けを行い、本年度の評価結果は「表1」「表2」のとおりになりました。

【表1】総合評価

区分	事業数	内容
A	245件	良好に進んだ計画どおり事業を進めることが適当
B	49件	おおむね良好に進んだ事業の進め方に改善が必要
C	2件	計画を達成できていない事業規模や内容などの見直しが必要
D	0件	事業効果が表れていない事業の統合、休・廃止の検討が必要
計	296件	

【表2】今後の展開方向

区分	事業数	内容
現状維持	249件	事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの
見直し・変更	11件	事業効果の発現等、根本的に事業内容の見直し・変更を要するもの
拡充	18件	事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの
縮小	0件	事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの
統合	0件	事業内容の類似する事業に統合するもの
終了	14件	半年度事業、期間満了により事業が終了となるもの
休止	3件	事業を休止するもの(状況に応じ事業を再開)
廃止	1件	事業を取り止めるもの
計	296件	

## 評価調書を公表、パブリック・コメント

評価調書は、役場窓口および町ホームページにて公表し、広く町民の皆さんからご意見を募集します。

なお、評価結果は確定していることから、お寄せいただいたご意見については、来年度以降の行政評価の参考とさせていただきます。

◆意見募集期限  
7月29日(金) 17時まで  
※意見の提出方法など詳しくは、担当係へ問い合わせいただくか、町ホームページでご確認ください。

## 農産振興課企画調整係